

配置販売業許可申請書類等チェックリスト

- 配置販売業許可申請書
- 組織規定図又は業務分掌表<申請者が法人であるとき>
- 登記事項証明書<申請者が法人であるとき>
※発行してから3か月以内のもの
- 申請者の診断書<申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の診断書>
※発行してから1か月以内のもの
※代表者以外の役員については、疎明書でも可
- 通常の営業日及び営業時間
- 従事者一覧
- 雇用証明書<薬事に関する実務に従事する資格者全員分>
※薬事に関する実務に従事する資格者が開設者又は法人の役員の場合は不要
- 薬事に関する実務に従事する資格者の資格を証明する書類<原本と写し>
- 業務従事証明書（登録販売者用）
※区域管理者として登録販売者を指定する場合で、登録販売者として業務に従事したことを証明する書類
- 実務従事証明書（一般従事者用）
※区域管理者として登録販売者を指定する場合で、一般従事者として実務に従事したことを証明する書類
- 取り扱う医薬品の区分
- 配置販売業の業務を行う体制の概要
- 一般用医薬品に関する情報提供その他の一般用医薬品の配置販売の業務に係る適正な管理（以下「一般用医薬品の適正配置」という。）を確保するための指針
- 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書
- 添付書類省略
※次のいずれかの場合に該当し、登記事項証明書、診断書又は資格者の雇用関係書類（雇用証明書及び資格を証明する書類）の添付を省略する場合
 - ・登記事項証明書をすでに道立保健所又は北海道知事あてに提出している（同一開設者であり、かつ、現在と変更事項がないものに限る）
 - ・業務を行う役員の診断書をすでに道立保健所又は北海道知事あてに提出している（同一開設者に限る）
 - ・雇用関係書類をすでに道立保健所又は北海道知事あてに提出している（同一開設者に限る）